

札幌市会計年度任用職員(まちづくりセンター支援員)募集要項

職名(職種)	札幌市会計年度任用職員(まちづくりセンター支援員)
採用予定人数	藤野まちづくりセンター1名
職務内容	まちづくりセンター所長の指示に基づき、次の各号に掲げる職務の補助を担当する。 (1) 地区住民組織の振興及び住民組織等のネットワーク化支援に関すること。 (2) 地区住民福祉活動の支援に関すること。 (3) まちづくりセンターの管理に関すること。 (4) 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の収集に関すること。 (5) 戸籍及び住民記録業務等の事務の取次ぎに関すること。 (6) 地区に係る要望等の収集に関すること。 (7) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること。 (8) 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。 (9) 市、区及び住民組織との連絡調整に関すること。 (10) その他、まちづくりセンター所長が必要と認めたこと。
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当しない方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
選考方法	(1) 一次選考:応募書類による選考(応募者多数の場合実施) (2) 二次選考:面接試験 ※一次選考合格者のみ二次選考を実施します。
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※任用期間満了後、引き続き任用の必要があり、かつ、勤務成績が良好な場合、再度任用することがあります。(1年度単位、最長で令和12年3月末まで)
勤務場所	札幌市南区藤野まちづくりセンター(札幌市南区藤野2条7丁目2番1号)
勤務所属	札幌市南区市民部
勤務日・時間	・勤務日:1週間当たり5日(月曜日～金曜日) ・休日:日曜日・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間:週30時間 ※月曜日から金曜日の8時45分から15時30分まで又は10時30分から17時15分までの1日当たり6時間勤務(休憩45分)を基本としますが、その他この勤務時間によらない場合があります。 ※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。
給与	月額182,936円(地域手当を含む) ※上記の金額は令和8年7月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与、原則5日)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用(令和8年7月時点)
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入(加入要件有)
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う)

	義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等) ※営利企業への従事等の制限は不適用であり届出により兼業が可能です。
スケジュール 応募方法	・応募受付期間: 令和8年7月23日(木)～令和8年8月20日(木) (※応募者多数の場合は、書類選考あり) ・二次選考実施: 令和8年9月上旬(予定) ・合否決定時期: 令和8年9月中旬(予定) ・応募方法: 応募受付期間中に申込書を以下の提出先まで持参又は郵送してください。 ※持参の場合の受付時間は8時45分から17時15分です(土日・祝日を除く)。 ※郵送の場合は令和8年8月20日(木)必着で封筒の表に「まちづくりセンター支援員申込書在中」と朱書きしてください。 【申込書提出先】 〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1 札幌市南区市民部地域振興課 ・その他留意事項 ※職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ※合否に関しては文書でお知らせします。お電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務(通勤)災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
お問い合わせ 先	札幌市南区市民部地域振興課まちづくり推進係 担当: 加藤 電話: 582-4723

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。